

笑顔のためにできることのすべてを

CANNABI かなびの丘だより

第17号 (2018年1月12日発行)

法人成年後見人

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

新年のご挨拶

理事長
白土隆司

新年 明けまして
おめでとうございます

昨年末、机上の書類などの整理の際、透明のシートの下に、ずいぶん前から敷かかれていて灼けて赤茶けてしまった小さな紙片を見つけました。そこには次の言葉が書かれてありました。

神よ 私たちに与えたまえ
変えることのできないものならば
それを受け入れるだけの冷静さを
変えることのできるものならば
それを変えるだけの勇気を
そして
変えることのできないものと
変えることのできるものとを
区別する賢さを

[ラインホルト ニーバー]



10周年記念ロゴマーク

明治の初期にわが国に紹介されたとても有名な『ニーバーの祈り』というものだそうで、これを見つけた時には、ちょっとした衝撃を受けたことを思い出しました。

平成も30年、おおよそその半分を経て、東京五輪の年には「設立15周年」を迎えることとなるNPO かなびの丘です。いまは“変えるべきこと”がいっぱいで、何から手を付ければよいのか?の状況ではありますが、優先度を見極めるための冷静さ、勇気そして賢明さを得られるよう祈りつつ、みなさまのご支援を力に自らも努めていきたいと思っています。

本年もまた どうぞよろしく
お願い申し上げます。

【目次】

- ②新しい活動への取組みについて
- ③事業報告：4事業
活動紹介：後見事業・後見支援員
- ④活動掲示板 (2017.07~2017.12)
職員今年の抱負／編集後記

質問1：この活動のねらいは何でしょうか？

北中：社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業は余裕がない上に、第三者的に財産管理を行う団体が少ない状況にあります。かなびの丘への相談も増加していますが余裕はあまりありません。しかし、財産管理者を必要とする方は潜在的に多くいます。その地域にサービスを提供する団体が不足していることが問題だと思います。そこで、サービスを提供できる団体を養成しようと考え、その実施体制を整えること（事業モデルの構築）を目指して日本財団の助成金を活用して取組んでいます。

自分自身で財産管理が困難な方は他者から経済的虐待の危険性が生じやすいため、第三者による管理、監査が必要とされます。また、福祉において金銭管理についてはタブー視されている面があります。それは仕組みがないために、必要だと分かってもやらない、表沙汰にしないなど悪い慣習ができています。そこで、お金を扱うなら最低限これは守るというルールを決めることが必要です。

質問2：選出委員を教えてください。

北中：構成委員は、実用的モデルの構築を念頭に、財産管理サービス団体から3名、法的課題クリアのため弁護士1名を選出しています。

(1)



質問3：かなびの丘の既存の“財産管理事業”との関わりは？

北中：かなびの丘は元々金剛コロニー入所者の金銭管理を行う団体として設立。以降、任意団体期間を含めて10年以上にわたり金銭管理サービスを行ってきました。その中で地域移行として金剛コロニー外に転居された方の金銭管理を継続中です。その後、高齢者施設の入所者や在宅者の金銭管理も新たに始めました。コロニー向け金銭管理が終了した時点でサービス名を「財産管理」に改称しました。金銭管理がお金そのもののやり取りが中心だったのに対して、財産管理は振込や支払いが中心で、金銭自体を極力介さない仕組みにしているためです。

質問4：この委員会で検討する内容は？

北中：3か年計画として実施し、1年目は収益モデルの構築、2年目は実施団体の養成、3年目は事業の普及となります。

質問5：“事業モデル”とは、“ビジネスとして成立するモデル”のことですか？

北中：継続したサービス提供のためには、最低限の経費の捻出の必要があります。しかし、対象となる方々は、生活保護受給者や生活困窮者が多く含まれます。その状況の中で、どこまで負担を求めることができるのかは大きな課題です。よって、財産管理サービスの単独モデルではなく、別事業において人件費等を補いながら活動するモデルを描いています。

(次号に続く)

事業報告

～ 成年後見事業 ～

地域包括支援センターや社会福祉協議会等との連携が深まっていることもあり、今年度前半は高齢者の方の受任が多くありました。

～ 自立支援事業 ～

助成金モデル事業に歩調を合わせて事業を強化中です。
また、切手や収入印紙を販売しています。後見申立時の納入切手などセット販売が可能です。

～ 第三者評価事業 ～

大阪府内の評価団体の連絡会議や研修会に積極的に参加しています。現在、複数の事業所についての評価を並行して実施しています。

～ 人権啓発事業 ～

今年度はイベント出展や相談会開催が少なくなっています。知っていただくことが権利擁護の重要な柱ですので計画通りに実施できるよう努力していきます。

活動紹介

成年後見事業 後見支援員がお伺いします

かなびの丘では、被後見人の面会や金融機関での手続き等を後見支援員が担当しています。後見支援員は市民後見人養成講座等を受講した者が法人内の研修を経て実務に当たっています。

面会では、本人の思っていることや希望等をお聞きするほか、体の様子や身なり、室内の状況を確認しています。

また、ご本人が自分の意思を表現しにくい方も多いため、入所施設や関係機関の職員への聞き取り調査も行っています。

月1回の訪問を基本として、本人の状況に合わせて訪問頻度を調整しています。また、面会時にお小遣いや生活費をお届けしています。

かなびの丘では、法律や福祉の専門職も含めて複数名で構成するチームで後見活動を実施しています。法人後見は顔が見えないと言われてますが、しっかりと後見支援員が役割を果たすことによってコミュニケーションを図っています。

一人ひとり、希望や生活環境は異なりますので必要な支援も違ってきます。最善を尽くすためにも顔の見える関係づくりを大切にしています。


そして、今日も後見支援員が面会に出かけていきます。

後見支援員を募集しています！！

後見支援員はご本人と後見人である法人とのコミュニケーションをとる重要な役割を担っており、とてもやりがいのある活動です。きめ細やかな活動を継続するためには、多くの支援員が必要となります。かなびの丘では一緒に活動を支えていただける方を募集しています。詳しい職務内容や待遇等は法人事務局までお問い合わせください。

活動掲示板

2017年7月～2017年12月の主な動き

7月	<p>北区ボランティアフェスティバルに出展(8/26) @新金岡市民センター(堺市北区)</p> <p>今回は成年後見制度に関する相談ブースを設けました。</p>	
8月	<p>イベント会場でザワザワした環境で、相談は多くありませんでしたが、悩みや疑問など生の声を聴くことができました。</p>	
9月	<p>さかいボランティア・市民活動フェスティバルに出展(10/26) @堺市総合福祉会館(堺市堺区)</p> <p>今回から学び・交流に重点をおいたイベントとして開催されました。</p>	
10月	<p>当法人は成年後見制度を楽しく学ぶ機会の提供を目的に、成年後見制度〇×クイズや記憶力クイズ等を出展しました。</p>	
11月	<p>理事会・評議員会(11/25)@法人事務所</p> <p>2017年度第3回目となる理事会・評議員会を開催しました。役員の仕事や責任について論議したほか、役員を含めた研修の実施、中期計画の策定、給与規定の見直し等が決まりました。</p>	
12月		

1に仕事、2に両親の介護、3に孫守りの三足の草鞋を履いて成年後見事業を担当しています。今年は、自分第一で自分を大切にすることがモットー！
 職員 E

財産管理や銀行業務を担当しております。本年も効率よく業務を行えるように努力します。
 職員 M

今年の抱負

成年後見事業以外をよろず担当しています。これまで何かと言い訳をして逃げていたことに正面からぶつかっていきこう。そして、結果を求める。
 職員 D

昨年5月から、この法人にお世話になっています。後見の仕事は初めてで、慣れないことが多く、ただ今勉強中です。1日も早く一人前になるよう頑張ります。今後ともよろしく願います。
 職員 Y

<編集後記>被後見人のご家族より、ご寄付をいただきました。「いつもよくしていただいて感謝しています」と、お声掛けいただきとても励みとなりました。ご寄付は後見活動や啓発活動に大事に活用させていただきます。

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

発行者：白土 隆司 / 編集者：北中 大輔

〒591-8031 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町 4-199

TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050

E-mail info@kannabi.jp

URL http://kannabi.jp

